

岩手県監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年8月6日

岩手県監査委員 高橋 元

岩手県監査委員 佐々木 大和

岩手県監査委員 伊藤 孝次郎

岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
秘書広報室広聴広報課	平成25年6月11日	工藤 洋子
総務部財政課	平成25年6月12日	高橋 元 伊藤 孝次郎
政策地域部NPO・文化国際課	〃	〃
環境生活部環境保全課	平成25年6月11日	工藤 洋子
環境生活部資源循環推進課	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
環境生活部青少年・男女共同参画課	〃	工藤 洋子
商工労働観光部科学・ものづくり振興課	〃	〃
商工労働観光部企業立地推進課	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
農林水産部団体指導課	〃	〃
農林水産部農業振興課	〃	〃
農林水産部農業普及技術課	〃	工藤 洋子
農林水産部農村計画課	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
農林水産部農村建設課	〃	〃
農林水産部農産園芸課	平成25年6月12日	佐々木 大和 工藤 洋子
県土整備部建設技術振興課	平成25年6月11日	工藤 洋子
県土整備部都市計画課	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
県土整備部下水環境課	〃	〃
県土整備部港湾課	〃	工藤 洋子
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	平成25年6月18日	高橋 元 伊藤 孝次郎
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	平成25年6月19日	〃
県南広域振興局土木部花巻土木センター	平成25年6月18日	〃
県南広域振興局土木部北上土木センター	平成25年6月19日	〃
県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	〃	佐々木 大和 工藤 洋子
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	平成25年6月18日	〃
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	〃	〃
県北広域振興局土木部二戸土木センター	〃	〃
岩手県食肉衛生検査所	平成25年6月10日	伊藤 孝次郎
岩手県中部保健所	平成25年6月18日	高橋 元 伊藤 孝次郎
岩手県二戸保健所	〃	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県先端科学技術研究センター	平成25年6月11日	工藤 洋子

岩手県北家畜保健衛生所	平成25年6月10日	伊藤 孝次郎
中央農業改良普及センター	平成25年6月19日	高橋 元 伊藤 孝次郎
八幡平農業改良普及センター	平成25年6月10日	伊藤 孝次郎
二戸農業改良普及センター	平成25年6月18日	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県教育委員会事務局教職員課	平成25年6月12日	〃
岩手県選挙管理委員会事務局	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
岩手県人事委員会事務局	〃	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県監査委員事務局	〃	高橋 元 伊藤 孝次郎
岩手県労働委員会事務局	〃	佐々木 大和 工藤 洋子

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 環境生活部資源循環推進課 環境保全協力金の徴収に当たり、実績報告書受理後相当期間経過してから調定しているものが36件、1,260,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 農林水産部農業振興課 委託業務の執行に当たり、変更事由発生後適切な手続を執ることなく、相当期間経過してから変更契約を締結していたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 農林水産部農産園芸課 委託業務の執行に当たり、予定価格の積算を誤っていたものが4件あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター
  - ア 委託業務の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
  - イ 岩手県畜産振興総合対策推進指導等事業費補助金の交付に当たり、交付申請書受理後相当期間経過してから交付決定しているものが1件、448,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 県南広域振興局土木部花巻土木センター 工事請負費の部分払いに当たり、約定の支払期限を相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (6) 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - ア 移転補償費の支出に当たり、予算の繰越区分を誤っていたものが1件、620,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
  - イ 公舎料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、82,640円、調定すべき金額より多く調定しているものが1件、21,000円、少なく調定しているものが2件、26,240円あったので、適正な事務の執行に努められたい。